

## 民間事業者提案制度の概要

### (1) 制度を実施する背景

市の行政課題は、ライフスタイルや価値観の多様化、人口減少・少子高齢化の進展、老朽化が進む公共施設の更新問題の顕在化などにより、これからますます多様化、高度化、複雑化していきます。限られた経営資源でこれらの課題に対応し、良質で持続可能な市民サービスを提供していくためには、厳しい競争の中でアイデアやノウハウ、技術などを積み重ねた民間事業者と連携し、その力を最大限に発揮してもらう「公民連携」をこれまで以上に推進していくことが必要不可欠になっています。

こうした状況を踏まえ、市では、平成 31 年 2 月策定の「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」（以下「公民連携の基本方針」という。）において、「公共的課題を解決し、持続可能で良質な市民サービスを提供することを目指し、従来の発想にとらわれず、あらゆる分野において公民連携を積極的に進める」ことを掲げました。

### 民間事業者提案制度とは

通常、市が行う事業等のコンセプトは市が決め、その事業等を民間事業者に委ねる場合は、市が決めたコンセプトに沿って市が公募し、民間事業者を選定します。

一方で、民間事業者が自らのアイデアやノウハウに基づき市の事業等のコンセプトを発案し、市がその提案を受け入れ事業化する場合には、事業等の効果を最大化するため、その提案を行った民間事業者を選定し、事業等を委ねる仕組みがあります。

こうした民間事業者の主体的な発意によって市民サービスの質や満足度などを向上させるための事業等の提案（以下「民間提案」という。）を公募で受け付ける仕組みを、市では「民間事業者提案制度」とし、運用していきます。

市が民間事業者からの提案を受けようと考えていない事業等についても、民間事業者からの発意によって提案を受けることができるので、サウンディング型市場調査やプロポーザル等、他の手法にはないメリットがある仕組みとなっています。

### 東村山市の民間事業者提案制度の特徴

当市の民間事業者提案制度は、公民連携の基本方針に基づく取り組みで、従来の手法や発想にとらわれない民間事業者との公民連携により、持続可能で良質な市民サービスの実現を目指すものです。

同方針に掲げる公民連携の三原則に基づき、試行錯誤しながら改善していくことを前提に、チャレンジ精神をもって積極的に公民連携を検討していくこと（実現のための積極的な検討の原則）、提案者にも随意契約等のインセンティブを設定<sup>1</sup>することにより、市民や行政だけでなく、民間事業者にとってもメリットがある仕組みとしていること（市民、行政、民間事業者「三方良し」の原則）、民間事業者を対等なパートナーとして信頼関係を築きながら取り組むこと、民間事業者のアイデアやノウハウは適切に保護すること（対等の関係の原則）などが特徴です